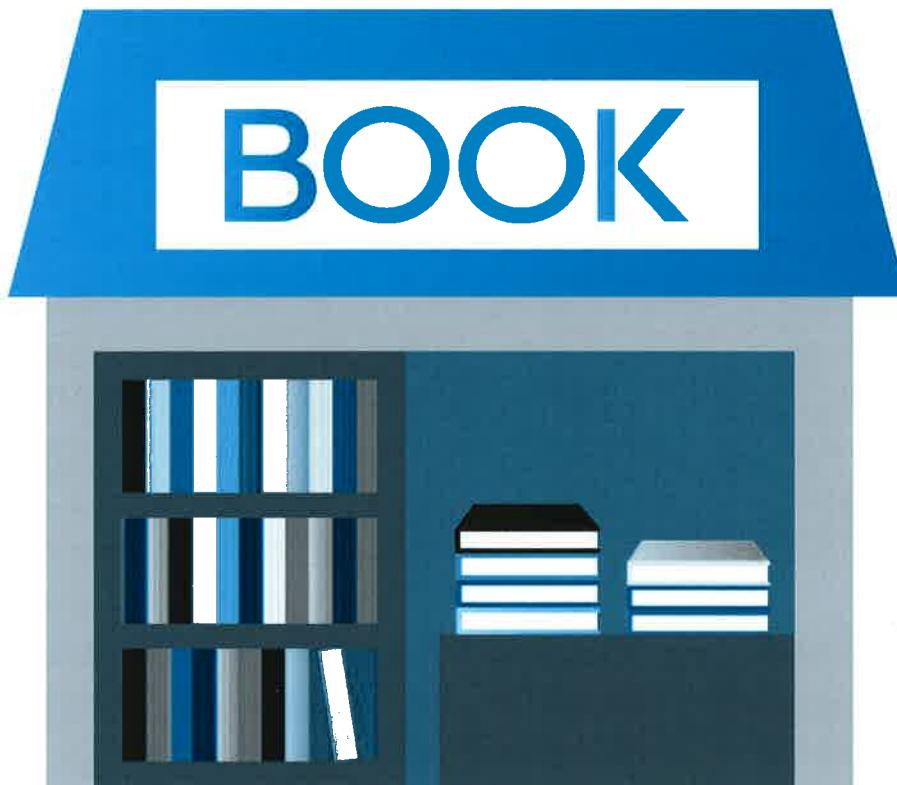


本の販促キャンペーンのための

# 景品提供のルール

(懸賞・総付け・回数と期間)

平成31(2019)年2月



出版物小売業公正取引協議会  
監修 (一社) 全国公正取引協議会連合会

過大な景品付き販売の制限と運用は、一般的には景品表示法に基づき内閣総理大臣（消費者庁）と公正取引委員会が行っていますが、出版物小売業（書店その他出版物の小売業）においては、これら2機関の指導の下に規約<sup>(注1)</sup>が制定され、その運用は公取協<sup>(注2)</sup>が行っています。

規約は、読者（消費者）の利益を保護し、過大な景品付き販売を防止するため正常な商慣習を明文化したものです。出版物の販売に携わる全ての方が規約を遵守し、公正な競争を行うようお願いします。

(注) 1 出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

2 出版物小売業公正取引協議会

この規約は、景品の提供方法を懸賞と懸賞以外（総付け）との2つに大別し、かつ、実施の回数と期間についてもルールを定めており、そのあらましは次のとおりです。

## 懸賞

懸賞とは、抽せん、くじ、パズル、クイズ等の偶然性や優劣等によって当せん者を選ぶものです。

これは主催者によって、一般懸賞と共同懸賞（日本書店商業組合連合会の「書店くじ」や商店街組合が実施するもの等所定の場合）の別があります。

この区分により提供できる景品の最高額と総額は、次のとおりです。

	一般 懸賞	共同 懸賞
景品の最高額 (上限)	取引価額 <sup>(注)</sup> の20倍 (最高額10万円)	取引価額にかかわらず 一律30万円
景品の総額	売上予定総額の2%以内	同左3%以内

(注) 取引価額とは、例えば、お買上額500円で抽せん券1枚という場合の500円のことをいいます。

本の購入を条件としない場合の取引価額は、原則として100円とみなしています。

## 総付け

総付けとは、「お買上の方全てに」という場合のほか、「先着○名様に」という場合や購入を条件としない場合<sup>(注)</sup>も含めており、懸賞以外の方法によって読者（消費者）に景品を提供する場合を広く指しています。

(注) 取引価額は、懸賞の場合と同じく原則として100円とみなしています。

総付けの場合に提供できる景品の最高額は、次のとおりです。

	総付け
景品の最高額（上限）	100円又は取引価額の7%のいずれか高い方 <sup>(注)</sup>
景品の総額	（特別の制限はありません）

(注) 制限の対象外が5種あります（「特例1」に列挙）。

## 回数と期間

一般懸賞と総付けは、併せて通算年2回90日間以内に限って実施することができます（次の「特例」に列挙するものを除く）。

この1年の範囲は、暦年等の固定的なものによるのではなく、1年のどの日をとってもみても、この回数と期間の範囲内にある必要があります。また、販売地域を区分して実施する場合は、原則として都道府県ごとにこの制限を適用します。

なお、回数については、複数日にわたるものであっても継続している場合は、その初日（開始日）を基準として1回とカウントします。例えば、次のとおりです。

○前年に2回90日間を既に実施している場合

1回目（前年の4月1日から5月15日まで45日間実施）

2回目（前年の9月1日から10月15日まで45日間実施）

⇒ 翌年の4月1日からは新たに1回分の実施が可能。

⇒ 翌年の9月1日からは更に1回分の実施が可能。

## 特 例

### 1 総付けと回数・期間の各制限の対象外

（所定の範囲内であれば、回数・期間の制限に算入しないもの）

- (1) 販売上必要なもの（表紙カバー、雑誌袋等）
- (2) 見本その他宣伝用物品（書店名入りカレンダー、しおり等）
- (3) 開店披露、創業記念等の200円以内の物品（7日以内）
- (4) サン・ジョルディの日、読書週間、本の日等の200円以内の物品
- (5) 継続購読者（得意客）へ提供する千円以内の儀礼的物品（中元や年末年始のカレンダー、タオル、こよみ等）

### 2 回数・期間の制限の対象外（回数・期間の制限に算入しないもの）

- (1) 「書店くじ」や商店街組合が実施するもの等所定の共同懸賞に当たる場合
- (2) トレーディングスタンプ等によって物品を提供する場合（物品の価額は、相当多数等で実施する場合は総付けの範囲内、個店で実施する場合は取引価額の2%以内）

## 備 考

### 1 景品の価額の算定

これは仕入れ価格ではなく、市価相当額になります。読者（消費者）が景品を入手する際の価格（税込み）が基準となるからです。

### 2 値引と景品の区別

値引とは、①対価の減額のほか、②割戻し、③同一商品の付加等（後日行われる場合や複数回の取引を条件とする場合も含む）のことであり、これらは景品には当たりません。

また、最近では、ポイントや割引券、商品券、金券（又はカード）など（以下「ポイント等」と略称）によるサービスが行われていますが、これらは、その提供店（規約等でいう自店）の商品代金（本代等）の支払いに充てることができる限り、値引の扱いとなります。

ただし、例えば、現金による割戻しであっても、次のようにこれに一定の制約等を加える場合は景品の扱いとなります。

- ①割戻しの相手を全員ではなく、抽せん等によって限定する場合
- ②旅行代金に充てさせる等その使途を制限する場合
- ③割戻し又はその他の物品等の中からいざれかを選択させる場合

### 3 割引類似行為の範囲（規約との関係）

出版物の販売では、一般的に、再販売価格維持契約（再販契約）が結ばれており、そこでは「定価」の厳守と割引に類する行為（割引類似行為）の禁止が定められているのが通常です。しかしながら、その範囲は、規約上の値引はもちろん景品の一部をも含みうるものとされていますが、必ずしも明確ではありません（「再販契約の手引き」参照）。したがって、ポイント等を提供しようとする場合は、事前に、その企画の可否について契約当事者間において確認しておく必要があります。

### 4 出版社等が景品を提供していても小売業者にも共同の責任が発生する場合

出版社等が提供するものであっても、特定の書店その他特定の小売業者を通じて景品を提供する場合は、その小売業者にも共同の責任が発生しますので、規約の適用があります。

## 出版物小売業公正取引協議会（公取協）

公取協は、景品表示法に基づき昭和56年9月に設立された規約の施行機関です。これには、現在、全国でおよそ3,200名が参加しているほか、団体会員として日本書店商業組合連合会、賛助会員として日本書籍出版協会、日本雑誌協会及び日本出版取次協会が参加しています。

公取協は、東京に本部があり、各都道府県（2県を除く）に支部を置き、景品に関する相談、指導等に当たっています。

お互いが規約を遵守することにより、無用のトラブルを防ぎ、安心して営業できます。何ごとによらず景品に関する相談、指導等について不明な点はお問い合わせください。

### お問合わせ先

本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館内

TEL03(3295)0065 FAX03(3295)7180

E-mail : [info@n-shoten.jp](mailto:info@n-shoten.jp)